

# 行政書士として 知っておかなければならない法律知識

市民法務部

## Season 2 第7回

### 続・国際相続について

さて今回は、2021年6月号（第7回）の続編となります（執筆者が違うので、文章の体裁が異なることとはご容赦ください）。

第7回の最後に、「国際相続には難しさがあり、受任にあたっては相当な注意が必要ではないか」とありますが、今回は簡単に、各国の仕組みを見ていきたいと思います。

#### 〈被相続人が日本人、相続人が外国人の場合〉

（①外国人配偶者、②認知した婚外子、③被相続人が帰化、④相続人が外国に帰化など）

法の適用に関する通則法36条により、相続の場合、被相続人の本国法によつて適用されていますので、日本法が適用されます。

#### 〈被相続人が外国人、相続人が日本人の場合〉

（①日本人配偶者、②日本人配偶者との間の実子または養子、③相続人が帰化、④被相続人が外国に帰化など）

この場合、被相続人の本国法が原則として適用されますが、当該本国の国際私法が日本法を準拠法に指定する場合には、日本法が適用されます（反致。通則法41条）。

そして、日本民法は大陸法系であるため、動産・不動産を区別せず適用されます（統一主義）。これに対し、英米法系を適用する国々では、動産と不動産を区別する相続分割主義が採られます。

それでは、ここからは具体的な国々の適用について、簡単に説明します。

#### ①中国

被相続人の死亡時の常居所地の法律を適用ものの、不動産については不動産所在地法を適用（中華人民共和国涉外民事関係法律適用法31条）するため、日本法が適用されやすい。

子亡き後に相続が開始されたとき、子の配偶者にも相続権があることと、相続分は等分（頭割り）であることが主な特徴。

#### ②台湾

中華民国民法適用。

細かい違いはあるが、相続分が等分（頭割り）であること以外、日本法に近い。

#### ③韓国

大韓民国民法適用。

日本における法定相続人に加え、4親等以内の傍系親族も相続人となることと、配偶者の相続分は直系卑属・尊属の相続分より50%多いことが特徴。

### ③北朝鮮（にルーツがある朝鮮国籍の外国人）

不動産は所在地法、動産は外国に住所を有する場合は住所地法となるので（北朝鮮対外民事関係法45条）、在日朝鮮人のうち、北朝鮮の法律が適用される場合であっても、不動産については日本法への反致となり、日本法が適用されることになる。

### ④アメリカ合衆国は

州により法律が異なる地域的不統一法国。

密接関連地法（出生地、常居所地、過去の常居所地、親族の居住地などを総合的に判断して決定）が準拠法。

### ⑤ブラジル

財産の性質及び所在地にかかわらず、被相続人又は失踪者が住所を有した国の法に従うとする、1942年9月4日大統領令第4657号「民法施行法（序法）」10条により、日本に住所があれば、日本法が適用される。

### ⑥ベトナム

不動産は所在地法なので（ベトナム民法767条）日本法が適用される。

動産はベトナム法適用だが、相続人の範囲が広いことに注意（ベトナム民法676条1項参照）。

### ⑦タイ

不動産は所在地法（仏暦2481年・法の抵触に関する法律37条）、動産の相続は被相続人が死亡した住所の法律による（同法38条）。日本法が適用されやすい。

ただし、タイは人的不統一法国であり、原則「タイ民商法典」が適用されるが、タイ南部の4県における相続に関しては、「仏暦2489年パッタニー県、ナラティワート県、ヤラー県及びサトゥーン県区域におけるイスラム法の適用に関する法律」が適用。

### ⑧フィリピン

フィリピン法が適用（フィリピン民法16条）。

ただし、適用法が宗教によって異なる人的不統一法国なので、イスラム教徒の場合はムスリム身分法が適用される。

フィリピン民法では、兄弟姉妹が相続人にならない。ムスリム身分法では、血族、親族関係を重視した、独特の相続ルールが定められている。

### ⑨インドネシア

人的不統一法国。

- (1)イスラム相続法はイスラム教徒にはイスラム相続法、
- (2)ヨーロッパ人、中国人、アラブ人、その他の外国人の子孫で、宗教の教義にこだわらないインドネシア国民にはインドネシア民法が適用され、
- (3)それ以外のインドネシア人には慣習法を適用する。

### ⑩ 最後に、日本在住者も多いパキスタン等のイスラム諸国については、イスラム法が適用されますが、国や地域、宗派によりルールが異なるため非常に複雑です。

- (1)相続人の部類がきわめて多様であり、しかもその相続分が変化する
- (2)相続人となるためにはイスラム教徒でなければならない
- (3)イスラム教からの離反者すなわち、ムルタッドは相続権を剥奪されるのが、根本的な特徴です。

このように、各国の相続のルールは多種多様ですので、まずはどの国の法律が適用されるのかを確認してから、それぞれの国の相続法に基づき、手続きを進めてください。

では、ほとんどの国々で戸籍制度が無い中、どのような書類を集めるのか？については、別の機会にて…